

「島根県公共工事共通仕様書 特記事項(令和2年度版)」

第1条(適用)

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、漁港・漁場整備事業の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。

第2条(追加仕様事項)

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとする。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページ [https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji\\_info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc](https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc) からダウンロードすること。

注) 共通仕様書の特記事項の「追加仕様事項」に読み替える

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項	
1	1	1	1-1-1-1	適用	3	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書及び共通仕様書特記事項に優先する。	
1	1	1	1-1-1-2	用語の定義	7	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書及び共通仕様書特記事項と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。	
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(共通仕様書の記載) 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。なお、署名または押印が電子的処理でなされ、Eメールにて受発注者にパソコンに送受信する電子データも有効とする。 ただし、契約約款上提出が明示された書類または発注者が指示した書類は除く。</p> </div>						25	書面とは、手書き、印刷物、情報共有システム、Eメール等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載したものを有効とする。ただし、工事打合せ簿、Eメール及び発注者が指定した書類は、署名又は押印(電子的処理がなされたものを含む。)されたものを有効とし、契約書類その他発注者が指示した書類は押印したものを有効とする。 なお、当初設計額2億円以上(税込)の工事においては、情報共有システムの利用を必須とする。
						37	同等以上の品質とは、共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書で指定する品質又は共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
1	1	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	2	「設計図書の照査」に関しては、工事内容に応じて次の項目について照査を行うものとする。 なお、「設計図書の照査」の範囲を超える内容については、「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案)」によるものとする。 (1)施工上の基本条件 ・荷重、支持力、水位、仮締め切り等の条件 ・運搬路、迂回路、水路切廻し、ヤード確保の見通し ・工期を制約する現場条件の有無(用地取得状況、近接構造物、埋設物、支障物件など) ・環境対策の要否 (2)関連機関との調整 ・河川、道路、鉄道、公安委員会、漁協等との調整状況 ・地元及び地権者との調整状況 ・保安林、埋蔵文化財等の調整状況 (3)貸与資料 ・地質調査報告書、追加調査の必要性 ・地盤判定に必要な資料 ・測量成果(基準点、水準点、平面、縦断、横断、用地) (4)地盤条件 ・追加調査の必要性 (5)地形及び施工条件 ・用地境界 (6)現地踏査 ・埋設物、支障物件、周辺施設との近接状況等の把握	

【第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																
1	3	3	1-3-3-2	工場の選定	2	<p>1. <del>レディーミクストコンクリートの配合計画書については、当分の間、JISマークが表示された製品を用いる場合においても配合計画書は施工前に提出し、監督職員の確認を得なければならない。</del></p> <p>2. <del>受注者は、JIS A5308レディーミクストコンクリートの使用にあたっては、配合計画書の「標準配合」又は「修正標準配合」とその適用期間並びにJIS規格品・規格外品の区別を確認しなければならない。</del></p>																																
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">追加仕様を削除</div>																																						
1	3	3	1-3-3-3	一般事項	追加	<p>レディーミクストコンクリートの配合については下記のとおりとする。            なお、図面又は工事数量総括表に別途配合の記載がある場合については、そちらを優先するものとする。            また、下記の使用区分の製品で、水セメント比が満足しない場合は、配合のうち呼び強度以外の項目が満足する製品を設計図書に関して監督職員に承諾を受けて使用することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>粗骨材の最大粒径 mm</th> <th>スランプ cm</th> <th>呼び強度 N/mm<sup>2</sup></th> <th>単位セメント量 kg以上</th> <th>水セメント比 %以下</th> <th>空気量 %</th> <th>セメントの種類</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>60</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>無筋構造物</td> </tr> <tr> <td>20 又は25</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>鉄筋構造物</td> </tr> <tr> <td>20 又は25</td> <td>18</td> <td>30</td> <td>350</td> <td>55</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>場所打杭 (深礎杭を除く)</td> </tr> </tbody> </table>	粗骨材の最大粒径 mm	スランプ cm	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	摘要	40	8	18	—	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物	20 又は25	12	24	—	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物	20 又は25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)
粗骨材の最大粒径 mm	スランプ cm	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	単位セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの種類	摘要																															
40	8	18	—	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物																															
20 又は25	12	24	—	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物																															
20 又は25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)																															
1	3		追加	土木コンクリート構造物の品質確保について		<p>重要なコンクリート構造物の適切な施工を確認するため、コンクリート構造物の施工完了後に、テストハンマーによる材齢28日強度の推定調査並びにひび割れ発生状況調査を行わなければならない。なお、本調査の対象工種は以下とするが、ひび割れ発生状況調査におけるひび割れ評価については、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>ア 高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く)            イ 内空断面が25m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類(ただし、プレキャスト製品は除く)            ウ 橋梁下部工・上部工(ただし、PC橋は除く)            エ トンネル            オ 高さが3m以上の堰・水門・樋門            カ 鉄筋コンクリートケーソン、セルラーブロック類            キ 止水性、防水性が重要である鉄筋・無筋コンクリート構造物(事例:地下構造物、貯水構造物等)</p> <p>なお、調査の頻度、測定方法等については、次の島根県ホームページ  <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/">https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/</a> 掲載の運用(「コンクリート構造物の品質確保について」及び「様式」)により適切に行わなければならない。</p>																																